

ハタノこうめ議員は、子どもの人権問題としてとらえる校則の在り方について質問しました。

校則は

児童・生徒たちの手で変えられる！

教育は、教職員と子どもたちの自由な交流によって進むものです。だから憲法によって教育の自主性が保障されています。

児童・生徒の下着の色や髪形を指定して、点検する人権侵害ともいえる校則や指導が問題となりました。文部科学省は、児童生徒に「学校のルールを作る主体は子どもたち」と「通知」を出しており、学校の決まりや校則を自分たちで決められるということを校則に明文化することが必要と、ハタノ議員は主張し、教育委員会は、この「通知」を受けてどのように対応したのかと質問しました。

教育長は、各学校に、決まりの掲載、見直し、生徒が考える場や意見の反映などの項目で、調査し、必要に応じて見直しが行われており、児童生徒の意見を取り入れている学校も多いと答弁しました。

ハタノ議員は、再質問で、今後校則が変わってくると捉えているのか。また校則は自分たちの手で変えられるということを発信すべきだがと、問うと制服については検

の多くが巻き込まれて亡くなり、特に女性や子どもなど、弱い立場の人々が苦しい思いをすることになります。□憲法を変えるということは、私たちの手で、子どもたちを戦争に行かせることになります。

現憲法は、戦争への痛切な反省の上にとって二度と戦争をしないことを決めたものです。

憲法を校則と同列にして、改正を行うなどと軽々な発言は慎むべきです。

塚原議員は校則と同じように憲法が変えられると発言

ハタノ議員の質問の後に立った塚原甫議員は、「校則の質問を聞いていて、ルールは変えられるんだなど、これはまさに民主主義だなと感じまして、憲法もルールですから、憲法改正についても、今後そういった機運が高まっていくと期待しちやいました」と発言しました。

憲法を変えるとはどういうことなのか。そのねらいは9条改憲にあり、戦争する国づくりに変えることです。

戦争になれば、罪もない一般市民

討がされる。今後自分たちの手で変えられるということ子どもたちに伝えられるような工夫を考えたい、と答えました。

校則は、憲法や子どもの権利条約から

見て問題では

各務原市内8校の中学校の校則は、制服の下に着るものやコート、マフラー、靴や靴下、ヘアースタイル等、色や形など細かく指定しています。

憲法の個人の尊厳、幸福追求権には頭髮や服装、身じまい等々のライフスタイルを自ら決めていく自己決定権が含まれています。子どもの権利条約は、表現の自由、思想・良心・私生活の自由などが定められています。これらの規定からみて、今の校則は問題ないのかと質問しました。

教育長は、憲法や子どもの権利条約には、個人として尊重されなければならないことが述べられており、大切にすべきことと考えている。一方学校は教育目的を実現する場であり、約束や決まりが必要になるとも考えていると答弁し、今の校則について問題はないのかについては答弁しませんでした。

性の多様性にも対応できる制服に

ジェンダー平等を、自分らしく生きられる社会が求められています。そうした中、蘇原中学校ではブレザーに変更する取り組みが始まっています。性別にとらわれず、スカートでもパンツでも可、ネクタイでもリボンでも無しでも可として性の多様性に対応しやすい制服に変更します。

性別によって決められている制服を性の多様性に合わせた服装に見直すなど、子どもたちの主体的な取り組みにつながる教育の実施について質問しました。

教育長は、心の性で悩む

児童生徒の服装等の見直しは、これまでも児童生徒の願いを取り入れてきた。これからも学校生活の約束や決まりについては児童生徒自身を尊重し、話し合う機会を設けるなど主体的な取り組みにつながるよう各学校に働きかけると答弁しました。

それって人権侵害では？



水脈読者版 第282号

2021年12月16日発行 / 日本共産党各務原市議団ハタノこうめ、ながやてる子
各務原市川島小網町2144-55 TEL 0586-89-3924 携帯090-9947-4988

